

世田谷区公報

目次

告 示

- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (258)…………… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (259)…………… 2
- 世田谷区立若林区民集会所の供用中止の告示 (260)…………… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示 (261)…………… 2
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (262)…………… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (263)…………… 2
- プレミアム付商品券の販売に係る売払代金の収納事務委託の告示 (264)…………… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (265)…………… 2
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (266)…………… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (267)…………… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (268)…………… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (269)…………… 3
- 建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示 (270)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (271)…………… 3
- 令和元年第3回世田谷区議会定例会招集の告示 (272)…………… 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (273)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (274)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (275)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (276)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (277)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (278)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (279)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (280)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (281)…………… 4
- 子ども・子育て支援法に基づく地域型保育を行う事業者の確認の告示 (282)…………… 4

- 子ども・子育て支援法に基づく地域型保育を行う事業者の確認の告示 (283)…………… 4
- 子ども・子育て支援法に基づく地域型保育を行う事業者の確認の告示 (284)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (285)…………… 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(286) …… 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(287) …… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (288)…………… 5
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (289)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (290)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (291)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (292)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (293)…………… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (294)…………… 5
- 平成16年8月23日世田谷区告示第616号の一部を訂正する告示 (295) …… 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(296) …… 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (297)…………… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (298)…………… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (299)…………… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (300)…………… 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出の告示 (301)…………… 6
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(302) …… 6
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(303) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (304)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (305)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (306)…………… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (307)…………… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (308)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (309)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (310)…………… 7

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (311)…………… 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (312)…………… 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出の告示 (313)…………… 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出の告示 (314)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (315)…………… 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (316)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (317)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (318)…………… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (319)…………… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (320)…………… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (321)…………… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (322)…………… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (323)…………… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (324)…………… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (325)…………… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (326)…………… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (327)…………… 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (328)…………… 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (329)…………… 9
- 地方自治法に基づく予算の公表 (330)…………… 9
- 世田谷区道路占用規則に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費徴収単価の改正の告示 (331)…………… 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の変更の告示 (332)…………… 10
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の変更の告示 (333)…………… 11
- 道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (334)…………… 11
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (335)…………… 11
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (336)…………… 11

公 告

- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (30)11
- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置命令の公告 (31) ...11

告 示 (選)

- 公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示 (48)12

- 地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和元年9月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (49)12

- 公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (50)12

- 公職選挙法に基づく公職候補者の選挙運動に関する収支報告書の告示 (51)12

告 示 (農)

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (9)12

告 示

◎世田谷区告示第258号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和元年9月3日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-G053-01
- 2 指定する起終点
世田谷区豪徳寺一丁目2059番7地先無番
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第259号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月3日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢三丁目942番40の内
- 3 変更の区域
延長 8.11メートル
幅員 0.20メートル

面積 2.45平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和元年9月3日

◎世田谷区告示第260号

次の世田谷区立地区会館は、令和元年9月17日から令和2年11月10日までの期間その供用を中止する。

令和元年9月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称
世田谷区立若林区民集会所
- 2 位置
東京都世田谷区若林一丁目34番2号

◎世田谷区告示第261号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。

この関係図面は、令和元年9月3日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更により廃止する区間
世田谷区上祖師谷六丁目798番6の内
- 3 変更により廃止する域
延長 0.39メートル
幅員 0.00メートルから
0.12メートルまで
面積 0.02平方メートル
- 4 供用廃止の期日
令和元年9月3日

◎世田谷区告示第262号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和元年9月3日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
42-G079
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区上祖師谷六丁目797番2地先無番から796番地先無番まで
(新)世田谷区上祖師谷六丁目796番地先無番から797番2地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和元年9月3日

◎世田谷区告示第263号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月4日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区梅丘二丁目1360番1の内
- 3 変更の区域
延長 23.44メートル
幅員 0.00メートルから
0.41メートルまで
面積 8.29平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月4日

◎世田谷区告示第264号

プレミアム付商品券の販売に係る売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和元年9月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
(1) 名称 日本郵便株式会社
(2) 所在地 東京都港区赤坂一丁目14番14号第35興和ビル
- 2 委託期間
令和元年9月4日から令和2年3月31日まで

◎世田谷区告示第265号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-34
- 2 変更の区間
世田谷区松原四丁目1029番16から1029番14まで
- 3 変更の区域
延長 9.11メートル
幅員 0.07メートルから
0.09メートルまで
面積 0.76平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月5日

◎世田谷区告示第266号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和元年9月5日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第267号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷一丁目404番2の内
- 3 変更の区域
延長 7.57メートル
幅員 0.13メートル
面積 1.03平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月5日

◎世田谷区告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目1880番11
- 3 変更の区域
延長 4.49メートル
幅員 0.06メートルから
0.16メートルまで
面積 0.50平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月5日

◎世田谷区告示第269号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D168-02
- 2 変更の区間
世田谷区代田六丁目979番22の内
- 3 変更の区域
延長 7.47メートル
幅員 0.14メートルから
0.23メートルまで
面積 1.21平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月5日

◎世田谷区告示第270号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和元年9月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号
第156号
- 2 指定取消年月日
令和元年9月4日
- 3 指定取消する道路の種類
道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 4 指定取消する道路の区域
世田谷区野沢二丁目92番12の一部から野沢一丁目62番12まで
- 5 指定取消する道路の延長
7.80メートル
- 6 指定取消する道路の幅員
7.89メートルから
7.95メートルまで

◎世田谷区告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月6日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
33-52
- 2 供用開始の区間
世田谷区桜丘五丁目3030番42
- 3 供用開始の区域
延長 7.36メートル
幅員 1.04メートルから
1.16メートルまで
面積 6.79平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月6日

◎世田谷区告示第272号

令和元年第3回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和元年9月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 招集する年月日
令和元年9月17日（火）午後1時
- 2 招集する場所
世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第273号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和元年9月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デザイナーサービス和楽
- 2 事業所の所在地
東京都大田区大森

南二丁目6番14-107号

- 3 事業者の名称
有限会社フルケア
- 4 指定年月日
令和元年5月8日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目2060番2の内から2060番7の内まで
- 3 変更の区域
延長 33.40メートル
幅員 0.53メートルから
0.73メートルまで
面積 22.71平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月12日

◎世田谷区告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢三丁目550番20から550番21まで
- 3 変更の区域
延長 7.63メートル
幅員 1.79メートルから
2.00メートルまで
面積 14.37平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月12日

◎世田谷区告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
53-30
- 2 変更の区間
世田谷区北鳥山九丁目2034番36
- 3 変更の区域
延長 30.86メートル

幅員	0.75メートル
面積	23.15平方メートル
4 供用開始の期日	令和元年9月12日

◎世田谷区告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台二丁目205番75
- 3 変更の区域
延長 4.16メートル
幅員 0.87メートルから
0.89メートルまで
面積 4.07平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月13日

◎世田谷区告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 供用開始の区間
(1) 世田谷区北沢二丁目1082番2の内から1036番2の内まで
(2) 世田谷区北沢二丁目978番2の内
- 3 供用開始の区域
(1) 延長 57.24メートル
幅員 0.00メートルから
4.49メートルまで
面積 200.58平方メートル
(2) 延長 5.50メートル
幅員 2.39メートルから
3.74メートルまで
面積 15.42平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月13日

◎世田谷区告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年9月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間

世田谷区北沢二丁目1085番5の内	
3 変更の区域	
延長	0.66メートル
幅員	0.28メートルから 0.29メートルまで
面積	0.19平方メートル

◎世田谷区告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、廃止する。

この関係図面は、令和元年9月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路・管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更により廃止する区間
世田谷区北沢二丁目1045番5の内
- 3 変更により廃止する区域
延長 0.009メートル
幅員 0.001メートル
面積 0.00001平方メートル
- 4 区域廃止の期日
令和元年9月13日

◎世田谷区告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
46-13
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台二丁目209番28から209番29まで
- 3 変更の区域
延長 7.27メートル
幅員 1.24メートルから
1.25メートルまで
面積 9.15平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月13日

◎世田谷区告示第282号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する地域型保育を行う事業者の確認をしたので、同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和元年9月17日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第283号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する地域型保育を行う事業者の確認をしたので、同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和元年9月17日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第284号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する地域型保育を行う事業者の確認をしたので、同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和元年9月17日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月17日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
43-13
- 2 変更の区間
世田谷区代田四丁目783番14の内
- 3 変更の区域
延長 18.48メートル
幅員 0.17メートル
面積 3.21平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月17日

◎世田谷区告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和元年9月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
ワールドケアS
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区
松原一丁目58番
12号
- 3 事業者の名称
株式会社ワールド
ド
- 4 廃止届受理年月日
令和元年8月29
日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和元年9月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
上野毛ケアプラ
ンセンター
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区
上野毛一丁目25
番3号成実ビル
2A
- 3 事業者の名称
上野毛ケアプラ
ンセンター合同
会社
- 4 廃止届受理年月日
令和元年8月29
日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年9月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
杉並区上高井戸三丁目325番3の内から325番17まで
- 3 変更の区域
延長 18.13メートル
幅員 0.18メートル
面積 3.27平方メートル

◎世田谷区告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年9月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画緑地第100号南烏山二丁目緑地
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区南烏山二丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
(3) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区松原三丁目783番95の内から783番94の内まで
(2) 世田谷区松原三丁目783番70の内から783番92まで
(3) 世田谷区松原三丁目783番70の内から783番91まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 6.66メートル
幅員 0.93メートルから0.95メートルまで
面積 6.29平方メートル
(2) 延長 13.74メートル

- 幅員 0.92メートル
面積 11.13平方メートル
(3) 延長 8.96メートル
幅員 0.02メートルから0.03メートルまで
面積 2.90平方メートル
4 供用開始の期日
令和元年9月18日

◎世田谷区告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年9月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原三丁目783番95の内から783番94の内まで
- 3 変更の区域
延長 0.07メートル
幅員 0.95メートル
面積 0.06平方メートル

◎世田谷区告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区深沢五丁目18番29
- 3 変更の区域
延長 24.96メートル
幅員 0.25メートル
面積 6.29平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月18日

◎世田谷区告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区等々力五丁目11番14から11番1地先無番まで
- 3 変更の区域
延長 23.74メートル
幅員 1.45メートル
面積 36.80平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和元年9月18日

◎世田谷区告示第294号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和元年9月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G095
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区等々力五丁目11番1地先無番から11番7地先無番まで
(新) 世田谷区等々力五丁目11番7地先無番
- 3 廃止の期日
令和元年9月18日

◎世田谷区告示第295号

平成16年8月23日世田谷区告示第616号の一部を次のように訂正する。

令和元年9月18日

世田谷区長 保坂展人

変更の区域中「(1) 延長 64.11メートル」を「(1) 延長64.10メートル」に、「幅員 2.05メートルから2.10メートルまで」を「幅員 2.05メートルから2.15メートルまで」に、「面積 135.50平方メートル」を「面積 135.52平方メートル」に訂正する。

◎世田谷区告示第296号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和元年9月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
こちさこ
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区上北沢五丁目32番2号
- 3 事業者の名称
合同会社三枝企画
- 4 廃止届受理年月日
令和元年8月30日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第297号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和元年9月19日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第298号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規

定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D220-02
- 2 変更の区間
世田谷区下馬五丁目35番35の内から35番26の内まで
- 3 変更の区域
延長 6.98メートル
幅員 0.67メートルから
0.70メートルまで
面積 4.78平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月19日

◎世田谷区告示第299号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D220-03
- 2 変更の区間
世田谷区下馬五丁目35番7の内から35番45の内まで
- 3 変更の区域
延長 31.74メートル
幅員 0.61メートルから
0.76メートルまで
面積 21.91平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月19日

◎世田谷区告示第300号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年9月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D220-04
- 2 変更の区間
世田谷区下馬五丁目35番45の内
- 3 変更の区域
延長 0.11メートル
幅員 0.65メートル
面積 0.07平方メートル

◎世田谷区告示第301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、

同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和元年9月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイハウス こうゆう
- 2 事業所の所在地
東京都大田区雪谷大塚町13番10号
- 3 事業者の名称
株式会社幸遊
- 4 廃止届受理年月日
令和元年9月4日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第302号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和元年9月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
居宅介護支援事業所青い鳥
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区奥沢七丁目12番25号1階
- 3 事業者の名称
医療社団法人青い鳥会
- 4 廃止届受理年月日
令和元年9月9日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和元年9月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
つどい支援事業所八幡山
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区八幡山三丁目24番4号
- 3 事業者の名称
メディカル・ケア・プランニング株式会社
- 4 廃止届受理年月日
令和元年9月5日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田三丁目761番8の内
- 3 変更の区域

延長 12.40メートル
幅員 0.63メートル
面積 7.88平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和元年9月19日

◎世田谷区告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
46-30
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山七丁目2317番115
- 3 変更の区域
延長 7.28メートル
幅員 0.98メートルから
0.99メートルまで
面積 7.20平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月24日

◎世田谷区告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢二丁目73番16地先無番から73番14地先無番まで
- 3 変更の区域
延長 2.21メートル
幅員 2.09メートルから
2.10メートルまで
面積 4.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月24日

◎世田谷区告示第307号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和元年9月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-G015-01
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区駒沢二丁目73番13地先無番から73番11地先無番まで
(新) 世田谷区駒沢二丁目73番13地

<p>先無番 3 廃止の期日 令和元年9月24日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第308号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。 この関係図面は、令和元年9月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年9月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 31-G015-02</p> <p>2 指定する起終点 世田谷区駒沢二丁目73番11地先無番</p> <p>3 用途 区管理道路</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第309号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和元年9月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年9月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜上水四丁目621番25</p> <p>3 変更の区域 延長 12.76メートル 幅員 0.25メートル 面積 3.22平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年9月24日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第310号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和元年9月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年9月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 35-32</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北沢四丁目671番8の内から671番9の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 14.84メートル 幅員 0.24メートルから 0.27メートルまで 面積 3.81平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年9月25日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第311号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条</p>	<p>の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和元年9月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年9月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区上北沢三丁目1103番11の内</p> <p>3 変更の区域 延長 16.16メートル 幅員 0.00メートルから 0.37メートルまで 面積 3.00平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年9月25日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第312号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和元年9月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年9月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 45-G401</p> <p>2 一部を廃止する起終点 世田谷区砧一丁目364番1地先無番</p> <p>3 廃止の期日 令和元年9月25日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第313号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。 令和元年9月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 デイサービスこ こいち神立</p> <p>2 事業所の所在地 茨城県かすみが うら市稲吉二丁 目17番39号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社いっし ん</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和元年9月5 日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所 介護</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第314号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。</p>	<p>令和元年9月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 グループホーム いっしん館玉造</p> <p>2 事業所の所在地 茨城県行方市玉 造甲476番地1</p> <p>3 事業者の名称 株式会社いっし ん</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和元年9月5 日</p> <p>5 サービスの種類 認知症対応型共 同生活介護及び 介護予防認知症 対応型共同 生活介護</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第315号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和元年9月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年9月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 29-3 (2) 41-21</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区深沢三丁目6番571の内 (2) 世田谷区深沢三丁目6番571の内から6番288の内まで</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 5.73メートル 幅員 0.03メートル 面積 0.29平方メートル (2) 延長 13.05メートル 幅員 0.04メートル 面積 2.73平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年9月25日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第316号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和元年9月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年9月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 32-E010-04</p> <p>2 変更の区間 世田谷区深沢三丁目6番288の内</p> <p>3 変更の区域 延長 5.42メートル 幅員 0.85メートルから 0.88メートルまで 面積 4.72平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年9月25日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第317号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条</p>
---	--	---

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年9月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区経堂三丁目388番4の内から388番10の内まで
- 3 変更の区域
延長 15.56メートル
幅員 0.63メートル
面積 9.90平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月25日

◎世田谷区告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年9月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
37-52
- 2 変更の区間
世田谷区中町四丁目91番29
- 3 変更の区域
延長 15.14メートル
幅員 0.25メートル
面積 3.79平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月25日

◎世田谷区告示第319号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。
この関係図面は、令和元年9月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-G004
- 2 廃止する起終点
世田谷区赤堤二丁目87番2地先無番から84番2地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和元年9月26日

◎世田谷区告示第320号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。
この関係図面は、令和元年9月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月26日

- 世田谷区長 保坂展人
- 1 番号
22-Z003
 - 2 位置
世田谷区赤堤二丁目123番2地先無番から122番2地先無番まで
 - 3 廃止の期日
令和元年9月26日

◎世田谷区告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年9月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤一丁目151番22の内
- 3 変更の区域
延長 8.98メートル
幅員 0.18メートル
面積 1.67平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月26日

◎世田谷区告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年9月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤一丁目151番12の内
- 3 変更の区域
延長 9.04メートル
幅員 0.18メートル
面積 1.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月26日

◎世田谷区告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年9月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘四丁目3303番3の内
- 3 変更の区域
延長 17.84メートル
幅員 0.62メートル
面積 11.14平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和元年9月26日

◎世田谷区告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年9月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区南烏山六丁目811番2の内
- 3 変更の区域
延長 5.86メートル
幅員 0.00メートルから0.11メートルまで
面積 0.13平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月26日

◎世田谷区告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年9月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見四丁目3430番11
- 3 変更の区域
延長 7.99メートル
幅員 1.11メートルから1.26メートルまで
面積 9.87平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月26日

◎世田谷区告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年9月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見七丁目3186番13
- 3 変更の区域
延長 2.69メートル
幅員 1.06メートルから1.07メートルまで
面積 2.90平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年9月26日

◎世田谷区告示第327号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年9月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月26日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 40-1
- (2) 40-1
- (3) 40-1

2 変更の区間

- (1) 世田谷区大蔵四丁目93番27の内から92番14の内まで
- (2) 世田谷区大蔵四丁目93番5の内から93番26の内まで
- (3) 世田谷区大蔵四丁目87番6の内から89番36まで

3 変更の区域

- (1) 延長 19.84メートル
幅員 0.16メートル
面積 3.27平方メートル
- (2) 延長 43.34メートル
幅員 0.16メートルから1.16メートルまで
面積 13.80平方メートル
- (3) 延長 80.15メートル
幅員 0.18メートルから2.17メートルまで
面積 165.06平方メートル

◎世田谷区告示第328号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和元年9月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月27日

世田谷区長 保坂展人

1 番号

43-Z081

2 位置

世田谷区砧一丁目342番1地先無番から343番48地先無番まで

3 廃止の期日

令和元年9月27日

◎世田谷区告示第329号

公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和元年9月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月27日

世田谷区長 保坂展人

1 番号

43-Z085

2 位置

世田谷区砧一丁目339番2地先無番から343番48地先無番まで

3 用途

区管理水路

◎世田谷区告示第330号

令和元年9月27日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和元年9月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和元年度世田谷区一般会計補正予算(第2次)
- 2 令和元年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算(第1次)
- 3 令和元年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算(第1次)
- 4 令和元年度世田谷区介護保険事業会計補正予算(第1次)

別添省略

◎世田谷区告示第331号

道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価について

令和元年9月30日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区道路占用規則(昭和52年10月世田谷区規則第38号)第17条の規定に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価(平成30年9月28日世田谷区告示第749号)の全部を次のように改正する。

ただし、令和元年9月30日以前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

附則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価(令和元年10月)

上段=昼間 下段=夜間

歩車道別	工種	単位	道路掘削復旧監督事務費 徴収単価(円)			道路掘削復旧費 徴収単価(円)			
			A	B	C	A	B	C	
車道	1 砂利道	12型	㎡	140	110	同左	2,804	2,225	2,138
				190	150	140	3,807	2,989	2,891
車道	2 アスファルトコンクリート舗装	20型	㎡	1,390	1,100	500	27,796	22,025	10,036
				1,830	1,430	560	36,556	28,691	11,269
車道	3 アスファルトコンクリート舗装	25型	㎡	2,600	2,060	740	51,960	41,182	14,825
				3,500	2,750	830	70,091	55,004	16,516
車道	4 アスファルトコンクリート舗装	40型	㎡	3,360	2,660	1,000	67,189	53,247	20,051
				4,530	3,550	1,130	90,545	71,062	22,691
車道	5 アスファルトコンクリート舗装	55型	㎡	4,220	3,350	1,400	84,480	66,949	27,916
				5,630	4,420	1,580	112,505	88,309	31,538
車道	6 アスファルトコンクリート舗装	60型	㎡	4,890	3,870	1,650	97,745	77,444	32,913
				6,430	5,040	1,800	128,509	100,865	36,044
車道	7 アスファルトコンクリート舗装(透水性)	20型	㎡	1,810	1,440	440	36,212	28,803	8,828
				2,500	1,960	510	49,950	39,164	10,160
車道	8 アスファルトコンクリート舗装(透水性)	25型	㎡	2,520	2,010	700	50,496	40,169	13,972
				3,420	2,680	780	68,391	53,625	15,645
車道	9 アスファルトコンクリート舗装(透水性)	35型	㎡	3,070	2,440	900	61,339	48,798	18,012
				4,150	3,260	1,030	83,042	65,117	20,560
車道	10 インターロッキングブロック舗装		㎡	3,050	1,920	2,100	60,976	47,259	42,000
				3,700	2,350	2,510	74,059	56,844	50,276

車道	11	タイル舗装	㎡	3,430 4,730	2,350 3,150	同左 同左	68,532 94,535	46,996 62,981	同左 同左
歩道	12	アスファルトコンクリート舗装	㎡	880 1,170	700 920	同左 同左	17,618 23,389	13,964 18,349	同左 同左
歩道	13	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	㎡	1,360 1,810	1,080 1,420	同左 同左	27,185 36,164	21,545 28,385	同左 同左
歩道	14	コンクリート平板舗装	㎡	1,790 2,240	1,420 1,760	同左 同左	35,738 44,760	28,320 35,138	同左 同左
歩道	15	歩道インターロッキングブロック舗装	㎡	1,710 2,010	1,300 1,520	同左 同左	34,222 40,298	25,931 30,458	同左 同左
歩道	16	歩道インターロッキングブロック舗装 (透水性)	㎡	2,040 2,430	1,560 1,850	同左 同左	40,778 48,665	31,124 37,025	同左 同左
歩道	17	歩道インターロッキングブロック舗装 乗入れ部	㎡	2,900 3,660	2,230 2,810	同左 同左	57,905 73,211	44,629 56,236	同左 同左
歩道	18	歩道タイル舗装	㎡	3,270 4,470	2,060 2,730	同左 同左	65,353 89,444	41,249 54,591	同左 同左
歩道	19	歩道乗入れ舗装 (セメコン)	30型 ㎡	2,680 3,870	2,130 3,040	同左 同左	53,640 77,487	42,502 60,818	同左 同左
歩道	20	歩道乗入れ舗装 (セメコン)	40型 ㎡	3,270 4,720	2,590 3,710	同左 同左	65,476 94,407	51,884 74,105	同左 同左
歩道	21	歩道乗入れ舗装 (アスコン)	35型 ㎡	2,780 3,760	2,200 2,950	同左 同左	55,538 75,153	44,007 58,985	同左 同左
歩道	22	歩道乗入れ舗装 (アスコン)	50型 ㎡	4,010 5,320	3,180 4,180	同左 同左	80,258 106,462	63,600 83,564	同左 同左
その他	23	街きよ	m	4,240 4,910	3,360 3,860	2,560 2,950	84,818 98,247	67,211 77,116	51,153 59,040
その他	24	L形側溝	m	2,540 3,500	2,010 2,750	同左 同左	50,727 70,036	40,189 54,971	同左 同左
その他	25	U形側溝	m	2,540 3,500	2,010 2,750	同左 同左	50,727 70,036	40,189 54,971	同左 同左
その他	26	歩道止石	m	1,530 2,080	1,210 1,630	同左 同左	30,611 41,553	24,262 32,618	同左 同左
その他	27	境石	m	1,040 1,420	820 1,120	同左 同左	20,760 28,418	16,451 22,309	同左 同左
その他	28	区画線 幅15cm	m	150 150	140 140	同左 同左	938 938	731 731	同左 同左
その他	29	舗装切断 厚さ15cm以下	m	110 140	170 190	同左 同左	2,201 2,897	1,402 1,764	同左 同左
その他	30	舗装切断 厚さ15cmを超え30cm以下	m	270 340	170 200	同左 同左	5,436 6,793	3,426 4,055	同左 同左
その他	31	公共基準点復旧 2級点 (測量費)	個	7,170 7,170	同左 同左	同左 同左	62,688 62,688	同左 同左	同左 同左
その他	32	公共基準点復旧 3級点 (測量費)	個	7,170 7,170	同左 同左	同左 同左	152,238 152,238	同左 同左	同左 同左

1 徴収単価の適用については、掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。ただし、この徴収単価により
 難いものについては別途算出した単価による。

A 掘削復旧面積が20㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mまでのもの

B 掘削復旧面積が20㎡を超え500㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mを超え500mまでのもの

C 掘削復旧面積が500㎡を超えるもの又は掘削復旧延長が500mを超えるもの

2 昼夜連続施工の場合の掘削復旧費及び掘削復旧工事監督事務費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の2分の1とする。

3 本表は令和元年10月1日以後の道路占用工事立会検査から適用する。

◎世田谷区告示第332号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第3項の規定による変更

の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業

者の指定等に関する規則（平成24年3月世田谷区規則第25号）第8条第1項の規定により告示する。

令和元年9月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称
株式会社ライフデザイン
- 2 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区代沢二丁目28番8-601号
- 3 事業所の名称
シモキタステーション
- 4 事業所の所在地
(変更前) 東京都世田谷区代沢二丁目28番8-1 F A号
(変更後) 東京都世田谷区代沢二丁目28番8-1 F A号及び601号
- 5 事業所番号
1331203610
- 6 事業の種類
特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者
特定なし
- 8 変更の年月日
平成30年12月28日

◎世田谷区告示第333号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第1項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年3月世田谷区規則第25号）第8条第1項の規定により告示する。

令和元年9月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称
株式会社ライフデザイン
- 2 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区代沢二丁目28番8-601号
- 3 事業所の名称
シモキタステーション
- 4 事業所の所在地
(変更前) 東京都世田谷区代沢二丁目28番8-1 F A号
(変更後) 東京都世田谷区代沢二丁目28番8-1 F A号及び601号
- 5 事業所番号
1371200641
- 6 事業の種類
障害児相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者
特定なし
- 8 変更の年月日
平成30年12月28日

◎世田谷区告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和元年9月30日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
R元-2
- 2 認定する起終点
世田谷区上祖師谷四丁目1156番16の内から上祖師谷六丁目854番1の内まで
- 3 道路の延長
162.54メートル
- 4 道路の幅員
16.00メートルから16.02メートルまで
- 5 道路の面積
2601.38平方メートル

◎世田谷区告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和元年9月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
木下の介護二子玉川
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区玉川三丁目29番1号
- 3 事業者の名称
株式会社木下の介護
- 4 指定年月日
令和元年10月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和元年9月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
祖師谷介護保険サービス
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区祖師谷四丁目28番6号祖師谷区民プラザ101
- 3 事業者の名称
社会福祉法人古木会
- 4 指定年月日
令和元年10月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

公 告

◎世田谷区公告第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和元年9月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
世田谷区玉堤一丁目、等々力四丁目、用賀一丁目、祖師谷六丁目、千歳台二丁目、千歳台四丁目、宇奈根一丁目、宇奈根二丁目、宇奈根三丁目、岡本二丁目、南鳥山二丁目及び北鳥山九丁目各地内
追加する部分
世田谷区上用賀三丁目、新町一丁目、祖師谷二丁目、千歳台二丁目、宇奈根一丁目、大蔵一丁目、上祖師谷二丁目、上祖師谷四丁目、上祖師谷五丁目及び鎌田三丁目各地内
削除して追加する部分
世田谷区千歳台二丁目地内
区画整理を実施する部分
世田谷区祖師谷六丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間
令和元年9月5日から同月19日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第31号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等の所有者等に法第14条第3項の規定に基づき、必要な措置を講じることを令和元年9月27日31世建安第366号により命じたので、同法第11項の規定により次のとおり公示する。

令和元年9月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 対象となる特定空家等
所在地 住居表示：世田谷区八幡山三丁目5番3号（地番：175番29）
家屋番号：175番3
用途 木造平屋建て住宅
- 2 命じた措置の内容
(1) 当該建築物（建築物に附属する工作物を含む。以下同じ。）の構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化が進んでいるため、当該建築物を除却すること。なお、除却の際、建築物内の動産等は、自己の責任において処分等を行い、敷地内に残置しないこと。併せて、発生した廃棄物は、関係法令に則り、適正に処理すること。
(2) 敷地内の草、枝等を撤去すること。
- 3 命じた措置を完了させるべき期限
令和元年11月27日
- 4 措置を命じた理由
対象となる特定空家等が法第2条

第2項に規定するそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態(上記2(1))及び周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態(上記2(2))にあると認められ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため。

- 5 命令に関する責任者
世田谷区防災街づくり担当部建築安全課長 小田代 貴彦
- 6 問い合わせ先
世田谷区防災街づくり担当部建築安全課空家・老朽建築物対策担当

告示(選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第48号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。
令和元年9月2日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第49号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和元年9月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。
令和元年9月2日
世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,386
6分の1の数	128,212
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	194,879

◎世田谷区選挙管理委員会告示第50号
選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。
令和元年9月2日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第51号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定による公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。
令和元年9月17日
世田谷区選挙管理委員会

- 1 選挙の種類
平成31年4月21日執行世田谷区議会議員選挙
 - 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
660万円
 - 3 報告書の要旨
別添のとおり
- 別添省略

告示(農)

◎世田谷区農業委員会告示第9号
農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第26回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。
令和元年9月24日
世田谷区農業委員会会長
高橋 昌規

- 1 開催日時 令和元年9月30日(月)
午後4時
- 2 開催場所 世田谷区役所三軒茶屋分庁舎5階会議室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について